

調停制度発足100周年広報行事 「発足100周年！知ってもらいたい、調停制度」 (オンライン講演)

令和4年に発足100周年を迎える調停制度。これに伴う広報行事の第1弾として、令和4年6月13日に、県内市区町村及び消費生活センターを対象としたオンライン講演を実施しました。



裁判官による家事調停制度の説明です。
調停には様々なメリットがあります。



家事調停では、家裁調査官が話を聞いたりするのが大きな特色の一つ！



民事調停は、
訴訟に比べて
安くて早くて
簡単！



調停委員が丁寧に話を聞くので、不安があっても大丈夫！



参加者の方々からは、「調停手続の理解が深まった、今後調停を案内する機会が増えると思う」「時代のニーズに応じた制度の進化が興味深かった」「柔軟な内容で解決が可能で、費用も安い」「家裁調査官の活躍など、子供の福祉にも配慮していることが分かった」などの感想をいただきました。

千葉地裁・家裁においては、今後も調停制度発足100周年に関連する広報行事の実施を予定しております。裁判所のHPなどで随時お知らせしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

